

第2期アルコール健康障害対策推進基本計画（基本的施策等）の取組状況（令和4年度）

1. 教育の振興等

（目標）

国民一人ひとりがアルコール健康障害を「我が事」と認識できるよう、飲酒に伴うリスクに関するきめ細かな啓発の推進や、国民の間でのアルコール依存症に関する適切な認識の普及を目標として以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
（1）学校教育等の推進 ①小学校から高等学校における教育		
○学校教育において、アルコールが心身の健康や、社会に及ぼす影響などを発達段階に応じて正しく認識させること等によって、20歳未満の段階では飲酒をしないという判断力や態度、生涯にわたって健康を保持増進する資質・能力を養う。	文部科学省	○学校における飲酒防止の指導に関しては、学習指導要領に基づき、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科を中心に学校の教育活動全体を通じて行っている。 ・都道府県教育委員会等に対し、飲酒や喫煙、薬物乱用が健康に与える影響等、様々な健康課題について総合的に解説した啓発教材、及び、喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料を周知した。
○学校における飲酒に関する教育の充実を図るため、教職員等を対象とした会議等の場において、アルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響等について、周知する。	文部科学省	○教職員、教育委員会関係者、学校薬剤師、学校医、学校歯科医等を対象とした「全国学校保健・安全研究大会」、「学校環境衛生・薬事衛生研究大会」を開催し、アルコールが心身の健康や社会に及ぼす影響等を含む飲酒防止教育に関する研究協議を行った。
（1）学校教育等の推進 ②大学等における取組の推進		
○大学等の教職員が集まる会議等を活用し、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、20歳未満の者の飲酒防止等についての必要な周知を行うことにより、各大学等における入学時オリエンテーションでの学生への周知啓発等の取組を促す。	文部科学省	○大学等の学生支援担当の教職員を対象とした会議で説明を行ったほか、すべての大学、短期大学、高等専門学校に対し、学生の飲酒と事故の防止に係る啓発及び指導の徹底について文書で依頼するなど様々な機会を通じて、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、20歳未満の者の飲酒防止等についての、各大学等の取組を促すため、必要な周知を実施した。
（1）学校教育等の推進 ③医学・看護・福祉・介護・司法等の専門教育		
○大学における医学教育においては、基本法の趣旨を踏まえ、医学教育モデル・コア・カリキュラムに治療等を含め位置付けられているアルコール依存症に関する教育などについて、各大学に周知する。	文部科学省	○医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本計画や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知・要請を行っており、引き続き実施する。

基本計画	府省庁名	取組
○その他の医療、福祉等関連分野についても、基本法の趣旨を踏まえ、各種資格の養成課程の教育内容にアルコール依存症の問題を位置づけること等を推進するとともに、関係教育機関に必要な周知を行う。	文部科学省	○その他医療関連分野では、代表的なものとして以下の取組を実施している。 ・看護師養成課程の教育責任者が集まる会議において、基本計画や看護学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知を行っている。 ・薬学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、薬学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とアルコール依存症に関する教育の充実について周知を行っている。
	厚生労働省	○看護職については、保健師助産師看護師国家試験出題基準において依存症対策に関する項目が含まれており、看護職として具有すべき基本的な知識及び技能として位置づけている。 ○社会福祉士及び精神保健福祉士の養成カリキュラムでは、アルコール依存症に関する認識が円滑に進むよう複数の科目において、心の健康や社会問題といった視点でアルコール依存症について学習している。
(1) 学校教育等の推進 ④自動車教習所における周知		
○飲酒開始年齢に近い世代の運転免許取得者に対し、自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。	警察庁	○「指定自動車教習所の教習の標準について（通達）」（令和4年3月7日付け警察庁丙運発第18号）を发出し、同通達中の学科教習の標準で、 ・教習項目（運転者の心得）の教習内容に「酒気帯び運転の禁止」 ・教習項目（人間の能力と運転）の教習内容に「飲酒が及ぼす影響等」 を必修事項として示し、その履行について自動車教習所を指導した。 （最終年度（令和7年度）までに実施予定の施策） ○自動車教習所で実施している飲酒運転防止に係るカリキュラムの確実な履行を徹底する。
(2) 家庭に対する啓発の推進		
○20歳未満の者の飲酒を防止するための家庭における取組に資するよう、当該者の飲酒に伴うリスク等を示した保護者向けの啓発資材を周知し、その活用を図る。	厚生労働省	○家庭における未成年者の飲酒を防止するために家庭における教育に資するよう、保護者向けの啓発リーフレットをHP上で掲載した。
	文部科学省	○家庭における未成年者の飲酒を防止するために家庭における教育に資するよう、厚生労働省作成の保護者向けの啓発リーフレットを文部科学省HP上に掲載した。
(3) 職場教育の推進		
○交通労働災害の防止の観点から講習等の機会を活用し、飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促す。	厚生労働省	○事業者に対する講習等の機会を活用し、点呼時の飲酒確認の実施や、新規運転者の雇入れ時等の教育で「飲酒による運転への影響に関する事項」を含む教育の実施を定める「交通労働災害防止のためのガイドライン」を周知し、飲酒に伴うリスクのより一層の周知を事業者に促した。

基本計画	府省庁名	取組
○運輸事業における乗務員等の酒気帯び乗務の防止のため、飲酒禁止基準による規制・指導等を適確に実施するとともに、講習・セミナー等を通じ、アルコールに関する基礎知識や酒気帯び乗務の禁止等について周知・指導を行う。また、乗務前のアルコール検知器の使用と目視等での酒気帯びの有無の確認等について、更なる徹底を図る。	国土交通省	【鉄道モード】 ○運転士に対して、酒気を帯びた状態での列車等の乗務を禁ずるとともに、乗務前後に対面やアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認をすることが法令等で定められている。また、酒気を帯びた状態で列車を操縦した事実が認められれば、事故の有無に限らず、当該運転士の運転免許の取消処分をすることとなっている。 ○酒気帯びの有無の確認の記録等については、定期的に実施する監査等の機会を捉えてその実施状況を確認し、必要に応じて改善指導を行う。 【自動車モード】 ○飲酒運転に係る警察からの通報や報道等を踏まえて、通達が発出、事業者に対する監査及び違反内容に応じた行政処分等を実施した。 ○全国で開催される自動車運送事業者を対象とした自動車事故防止セミナーや各種講習会等において、国土交通省の担当官により、アルコールに関する基礎知識や飲酒運転の禁止等について周知を行った。 ○運行管理者や運転者に法令を正しく理解させ、飲酒運転防止に対する意識を向上させることを目的に、アルコールチェックに関する留意点をまとめたリーフレットを作成した。 【海運モード】 ○海運分野においても飲酒に係る不適切事案が発生していたことから、令和元年9月にアルコール検知器を用いた検査体制の導入を義務づけ、未導入の事業者に対して、飲酒対策が適正かつ確実に実施されるよう指導している。 ○酒気帯び操船防止のガイダンス（アルコールに関する基礎知識や飲酒基準等）を国土交通省ＨＰに掲載し、周知を行っている。 ○定期的に実施する監査等の機会を捉えて、アルコール検査実施体制について確認し、必要に応じて改善指導を行っている。 【航空モード】 ○平成30年10月末以降、航空従事者の飲酒に係る不適切事案が相次いで発生したことを踏まえ、31年1月から令和元年7月にかけて厳格な飲酒基準を策定するとともに、監査等を通じて国内航空会社に対し、飲酒検査体制の強化、アルコール教育の適切な実施及び組織的な飲酒傾向の把握等の定着が図られるよう指導・監督を実施してきている。 ○指定航空身体検査医及び操縦士の健康管理を行う乗員健康管理医及び乗員健康担当者を対象とした講習会において、国土交通省の担当官より、アルコールに関する基礎知識や飲酒基準に関して周知を行った。

基本計画	府省庁名	取組
(4) 広報・啓発の推進 ①飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進		
○アルコール関連問題啓発週間等の機会を通じ、飲酒すべきではない者、女性や若年者、高齢者等の特有の影響に留意すべき者など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図る。	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施 ・厚生労働省主催のアルコール関連問題啓発シンポジウムを開催 ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布 ※令和4年度アルコール関連問題啓発ポスター配付部数：約3万部 ○アルコール健康障害を含む依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」を展開し以下の取組等を実施 ・各地域において普及啓発イベントを開催 ※令和4年11月11日、令和5年1月26日 依存症シンポジウム - 令和5年2月25日、令和5年3月4日 イベント「特別授業！みんなで学ぼう依存症のこと」開催（愛知、大阪） - 令和5年3月8日 トーク&音楽ライブイベント「みんなで考えよう依存症のこと」開催 ・HPやSNSを活用した情報提供 ・依存症を理解するためのマンガや動画の作成、HPでの情報提供 ○依存症対策全国センターHPにおいて、依存症についての理解を深めるための情報を提供 ※令和4年度アクセス件数：1,454,568件 ○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における普及啓発の実施を支援 ○アルコール依存症を含む精神疾患・精神障害全体への理解を社会全体に促すため、精神保健福祉普及運動（毎年10月）、世界メンタルヘルスデー（毎年10月10日）のイベント等により、啓発活動を実施
	警察庁	○「20歳未満飲酒防止強調月間」（4月）、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（7月）、「子供・若者支援育成強調月間」（11月）に合わせて、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施した。
	国税庁	○20歳未満飲酒防止強調月間にあわせて広報ポスターを作成し、関係省庁及び各業界団体と協力し酒販店の店頭のほか、学校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなど広報・啓発活動を実施した。 ※令和3事務年度（R3年7月～R4年6月）においては、約28万部の「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」の作成・配布 ○小売酒販組合が主催する20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国キャンペーンなどの酒類業団体主催の啓発活動についても国税庁をはじめ行政機関が後援するなど官民一体となって実施した。
○国民のそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動の判断に資するよう、飲酒量をはじめ、飲酒形態、年齢、性別、体質等によってどのようなリスクがあるのか等、具体的に分かりやすい「飲酒ガイドライン」を作成する。また、飲酒習慣のない者に対し、飲酒を勧奨するものとならないよう留意しつつ、様々な場面での活用、周知を図る。	厚生労働省	○飲酒ガイドラインを作成のため、学識経験者・実務者を参集し「飲酒ガイドライン作成検討会」を開催し、検討を行った。 令和4年度「飲酒ガイドライン作成検討会」開催状況 - 令和4年10月31日 第1回飲酒ガイドライン作成検討会（検討会の進め方等について） - 令和4年11月28日 第2回飲酒ガイドライン作成検討会（飲酒ガイドラインの記載項目・内容等について） - 令和4年12月19日 第3回飲酒ガイドライン作成検討会（関係団体からのヒアリング）

基本計画	府省庁名	取組
○飲酒に伴うリスクに関する指標等を、飲酒すべきではない者、女性や若年者、高齢者などの対象者による相違の観点も含めて整理し、その他のアルコール関連問題に関する正しい知識も集約した、分かりやすい啓発資料を作成・周知を図る。	厚生労働省	○厚生労働省のアルコール健康障害対策のホームページにおいて、「若者の飲酒と健康」、「女性の飲酒と健康」についての情報を提供した。 ○「アルコール関連問題啓発週間」や、「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」を通して、アルコール関連問題に関する普及啓発を実施した。 ○令和6年度から開始する「健康日本21（第三次）」の基本方針に係る議論を行い、飲酒領域については、引き続き「生活習慣病（NCDs）のリスクを高める量を飲酒をしている者の減少」を目標にするとともに、性差に着目した取組の推進に向けて「女性」を項目化し、女性の飲酒に関する目標を設定することについて、検討を実施した。
○飲酒習慣が、がんや循環器疾患をはじめとする生活習慣病や睡眠に及ぼす影響、職場での労働生産性に及ぼす影響、その他のアルコール関連問題に関する情報をホームページ等の周知ツールを用いて、職域・地域を含む社会全体に対し周知を図る。	厚生労働省	○「アルコール関連問題啓発週間」や、「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」を通して、アルコール関連問題に関する普及啓発を実施した。 ○生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット内で、引き続き周知を図るために、飲酒と生活習慣病やライフサイクル、社会問題の関係についての情報を提供した。 ○働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、アルコール問題対策を示したリーフレット（「のめば、のまれる」）を公表し、普及啓発を実施した。
○地方公共団体等において、子育て（妊産婦）支援や高齢者支援施策と連携し、女性及び高齢者に係るアルコール問題の観点から、アルコール健康障害に関する普及啓発や周知を推進する。	厚生労働省	○生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット内で、女性及び高齢者の飲酒と健康についての情報を提供した。 ○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における普及啓発の実施を支援した。 ○都道府県等において、依存症対策地域支援事業等の活用により、女性及び高齢者に係るアルコール問題にかかる普及啓発の取組を行った。 ○こども家庭庁の母子健康手帳情報支援サイトにおいて、妊娠中や授乳中の飲酒のリスクについて情報を提供した。
○アルコール健康障害に関する知識や認識等に関する幅広い現況調査を実施する。	厚生労働省	○令和4年度の依存症に関する調査研究事業において、「飲酒実態やアルコール依存に関する意識調査」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、アルコール健康障害に関する知識や認識等について調査したところ、今後、調査結果の分析等を行う。

基本計画	府省庁名	取組
(４) 広報・啓発の推進 ②アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発の推進		
○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について、以下の２点に重点を置いた啓発を実施する。 （ⅰ）アルコール依存症は、本人の意思の弱さによるものではなく、飲酒をしていれば、誰でもなる可能性があること、飲酒をコントロールできなくなる精神疾患（脳の病気）であること、家族等の周囲にも影響を及ぼすこと及び治療や断酒に向けた支援を行うことにより十分回復しうること	厚生労働省	
（ⅱ）アルコール依存症の当事者やその家族がアルコール依存症の問題に気付くことができるような、アルコール依存症の初期症状等の情報 ※ 啓発に際しては、マスメディアとの連携やＳＮＳの活用等により、訴求力の高い取組の展開を図る。また、多量の飲酒など不適切な飲酒習慣を持つ者が、その飲酒習慣を改める機会となることも視野にいれるとともに、自助グループ等と連携し、アルコール依存症の回復者が体験談の講演等を行う社会啓発活動の活用を図る。	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間や、「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」により、マスメディア、自助グループとの連携や、インターネット・ＳＮＳを活用も含めて、アルコール関連問題に関する普及啓発を実施した。また、依存症回復支援のシンボルマークButterfly Heartの普及を実施した。
(４) 広報・啓発の推進 ③地方公共団体、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組		
○20歳未満の者や妊産婦の飲酒を防止するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が20歳未満の者や胎児性アルコールスペクトラム障害（FASD）など胎児・乳児へ及ぼす影響に関する正しい知識の普及に取り組む。	警察庁	○「20歳未満飲酒防止強調月間」（４月）、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」（７月）、「子供・若者支援育成強調月間」（11月）に合わせて、関係機関・団体と連携した啓発活動を実施した。（再掲）
	国税庁	○20歳未満飲酒防止強調月間にあわせて広報ポスターを作成し、関係省庁及び各業界団体と協力し酒販店の店頭のほか、学校、保健所、警察署及び税務署等に広報ポスターを掲示するなど広報・啓発活動を実施した。 ※令和３事務年度（R３年７月～R４年６月）においては、約28万部の「20歳未満の者の飲酒防止啓発ポスター」の作成・配布 ○小売酒販組合が主催する20歳未満飲酒防止・飲酒運転撲滅全国キャンペーンなどの酒類業団体主催の啓発活動についても国税庁をはじめ行政機関が後援するなど官民一体となって実施した。
	文部科学省	地方公共団体、学校、NPO法人等の関係団体と連携し、各地域において依存症予防教室を開催した。※秋田、静岡、和歌山において開催
	厚生労働省	○生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット内で、FASDや若者の飲酒と健康・事件・事故との関係などの知識を提供した。 ○成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号）第 11 条第 1 項に規定する成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく国民運動として、十代や妊産婦の飲酒率減少についても普及啓発を行っている。

基本計画	府省庁名	取組
○アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資するため、地方公共団体、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等の正しい知識の普及に取り組む。	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施 ・アルコール健康障害に関連したシンポジウムを開催 ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布 ○厚生労働省のアルコール健康障害対策のページにおいて、「アルコールと認知症」、「飲酒と事故」について情報提供 ○関係団体等との連携により、飲酒運転防止インストラクター養成講座を実施 ○アルコールによる健康障害、アルコールと社会問題などについて、生活習慣予防のための健康情報サイトe-ヘルスネットにおいて周知を図っている。

2. 不適切な飲酒の誘引の防止

(目標)

国、地方公共団体及び酒類関係事業者が連携し、社会全体で、不適切な飲酒の誘引を防止することを目標として以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
(1) 広告		
○酒類業界は、不適切な飲酒を誘引することのないよう、テレビ広告における起用人物の年齢や飲酒の際の効果音・描写方法にも配慮した広告・宣伝に関する自主基準の遵守を継続するとともに、状況に応じて自主基準の改定等を行う。 また、20歳未満の者の飲酒の誘引防止の観点から、企業のホームページにおいて、年齢認証等の導入に努めていく。 さらに、電子広告などの新たな広告媒体においても、20歳未満の者や妊産婦などの飲酒すべきでない者及びアルコール依存症の当事者に対して飲酒を誘引しないよう特段の配慮を行う。	国税庁	○酒類業界においては、引き続き、広告・宣伝等について自主基準（酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準）の遵守状況を審議し、不適切な飲酒を誘引することのないよう取り組んだ。 ○自社の商品紹介を行うホームページにアクセスする際の年齢認証等の導入も進められている。
○国は、広告等が依存症である者にどのような影響を与えるのかについて科学的知見の集積を図り、酒類業界は、知見を踏まえて必要な取組を検討する。	厚生労働省	○令和4年度依存症に関する調査調査研究事業において、「広告等が依存症者に与える影響に関する調査」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、アルコール広告に関する文献調査を行っているところ、引き続き、調査研究事業を実施する。
	国税庁	○令和4年度以降に厚生労働省が実施する研究を踏まえ、必要な取組を検討する。
(2) 表示		
○酒類業界は、20歳未満の者の飲酒防止の観点から、酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を誘引することのないよう、引き続き、低アルコール飲料の酒類の容器に表示している「酒マーク」の認知向上を図る。	国税庁	○関係する組合・企業のホームページにおいて、その表示目的を含め酒類と清涼飲料との誤認による不適切な飲酒を防ぐために「酒マーク」を周知するなど、認知向上を図っている。
○酒類業界は、いわゆるストロング系アルコール飲料の普及が進んでいることや、1（4）①の「飲酒ガイドライン」の内容、活用・周知の状況も踏まえつつ、酒類の容器にアルコール量を表示することについて速やかに検討を行う。	国税庁	○新商品やデザインを更新した酒類の容器、自社の商品紹介を行うホームページなどにおける自主的なアルコール量の表示・公表の取組が広がっている。 ○酒類業界では、WGを立上げて検討を開始するとともに、厚労省における検討状況を注視している。

基本計画	府省庁名	取組
(3) 販売		
○酒類業者に対し、20歳未満の者への販売の禁止の周知を徹底するとともに、酒類の特殊性とリスクについての知識の習得を含め、適正な販売管理の確保が図られるよう、酒類販売管理研修の定期的な受講を引き続き強く促す。 なお、酒類業者には、致酔性、依存性等の酒類の特殊性を踏まえた販売価格を設定することが望まれる。	国税庁	○20歳未満の者の飲酒防止など酒類の適正な販売管理等を図るため改正された酒税法等により義務化した酒類販売管理研修の受講及び定期受講（3年毎）について、受講対象者に個別に受講案内を実施するなど、確実な受講を促した。 ○酒税の保全及び酒類の取引の円滑な運行を図るため「酒類の公正な取引に関する基準（国税庁告示）」を制定し、その周知・啓発に努めるとともに総販売原価割れ販売等の取引を行った酒類業者に対し指示・指導等を実施した。
○酒類を販売又は供与する営業者による20歳未満の者への酒類販売・供与について、指導・取締りの強化を図る。	警察庁	○違法行為については、取締り等を実施した。 ○平成31年3月に発出した、「少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進について（通達）」等に基づき、各都道府県警察に対し、酒類を取扱う営業者に対する、指導・要請等の強化を指示した。
(4) 提供		
○風俗営業の管理者等に対し、管理者講習等を通じて20歳未満の者への酒類提供の禁止の周知を徹底する。	警察庁	○各都道府県警察において、管理者講習等を通じて営業者等に対する周知を徹底した。
○風俗営業を営む者等による営業所での20歳未満の者への酒類提供について、指導・取締りの強化を図る。	警察庁	○違法行為については、行政処分等の取締りを実施した。
(5) 少年補導の強化		
○酒類を飲用等した少年の補導の強化を図る。	警察庁	○飲酒をした少年の補導を推進するとともに、保護者等連絡を徹底し、その飲酒防止を図った。

3. 健康診断及び保健指導

(目標)

地域及び職域におけるアルコール健康障害予防のための体制の整備、専門医療機関等との連携の強化を目標として、以下の施策を講じる。

基本計画	府省庁名	取組
(1) アルコール健康障害の早期発見、早期介入の推進		
○アルコール健康障害への早期介入の取組を推進するため、健康診断や保健指導においてアルコール健康障害を早期発見するために必要となる知識やアルコール健康障害に早期に介入するための手法（「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30 年度版】（平成30 年4 月）」によるアルコール使用障害スクリーニング、ブリーフインターベンション及び専門医療機関への受診推奨の実施等）の普及を図る。	厚生労働省	○「標準的な健診・保健指導プログラム【平成30 年度版】」（平成30 年4 月）において、標準的な質問票への回答者の中に「生活習慣病のリスクを高める飲酒」に該当する可能性がある者がいること、当該可能性のある者に対してアルコール使用障害スクリーニングやブリーフインターベンションを実施し、必要に応じて専門医療機関での治療につなぐことについて記載することで、これらの取組の普及を図っている。 ○依存症対策地域支援事業における事業（地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業）において、SBIRTSの普及を図った。
(2) 地域における対応の促進		
○地方公共団体等におけるアルコール健康障害への早期介入の取組を促進するため、アウトリーチ支援など、先進的な取組を行っている地方公共団体等の事例等を盛り込んだガイドラインの作成・周知を行う。	厚生労働省	○令和5 年度に地域における先進的な取組を行っている地方公共団体等の事例の収集を行う予定。
○アルコール依存症をはじめアルコール健康障害が疑われる者に対して、減酒や断酒に向けた支援を行うため、精神保健福祉センターや保健所、専門医療機関、自助グループ等の連携体制づくりを進める。	厚生労働省	○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業の実施」や関係機関の連携を促進するための会議の開催等を支援した。（地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続モデル事業：6 自治体の7 箇所において実施（令和4 年度））
○地方公共団体等において、保健師等、アルコール健康障害対策担当者に対し、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向・調査研究の成果等を提供し、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための講習会を実施する。	厚生労働省	たばこ・アルコール対策担当者講習会を開催し、地方公共団体等のアルコール健康障害対策担当者に対してアルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等について講習を実施してきた。令和4 年度は新型コロナウイルス感染症対策に対応する観点で業務負担を軽減するため、講習会は中止とした。

基本計画	府省庁名	取組
(3) 職域における対応の促進		
○医療機関と産業保健スタッフの連携強化を図る。また、アルコール健康問題に関する産業保健スタッフ等への研修や人事労務担当者等を対象とした事業者向けセミナーの充実を図る。	厚生労働省	○産業保健活動総合支援事業において、講習内容の一部にアルコール健康障害についても取り上げ、企業の産業保健スタッフに対する研修人事労務担当者等を対象とした事業者向けセミナーの充実を図った。
(4) アルコール健康障害に関する調査研究		
○飲酒が健康に及ぼす影響やアルコール健康被害を予防するための早期介入手法及び不適切量の飲酒の実態把握等に関して、更なる調査研究を行う。	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「アルコール依存症の早期介入から回復支援に至る切れ目のない支援体制整備のための研究」（研究代表者：久里浜医療センター 木村充）において、アルコール使用障害に対する外来集団治療プログラムの効果検証等を行い、外来における集団療法での早期介入の有用性に関する研究等を行った。 ○令和4年度の依存症に関する調査研究事業において、「飲酒実態やアルコール依存に関する意識調査」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、飲酒の実態について調査したところ、今後、調査結果の分析等を行う。

4. アルコール健康障害に係る医療の充実等
(目標)

アルコール依存症をはじめとするアルコール健康障害の当事者が、その居住する地域に関わらず、質の高い医療を受けられるよう、専門医療機関の整備とともに、かかりつけ医や一般の精神科医療機関など地域の医療機関の機能を明確化し、各地域における医療連携の推進を図ることを目標として、以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
(1) アルコール健康障害に係る医療の質の向上		
○アルコール健康障害の早期発見、早期介入のため、一般の医療従事者（内科、救急等）向けの治療ガイドライン（減酒指導、専門医療機関との連携等を含む。）を基にした研修プログラムを開発・実施し、人材育成を図る。	厚生労働省	○令和3年度から、依存症に関する調査研究事業において、「一般医療機関（内科・救急等）を対象とした研修プログラムの開発」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を行い、研修プログラムの開発を行った。
○うつ病や双極性障害、認知症等のアルコール依存症が多く併存する疾患を診療する一般の精神科医向けの治療ガイドライン（断酒・減酒の考え方や動機づけ面接などの支援方法を含む。）を基に、アルコール依存症に関する早期介入方法や治療についての研修プログラムの開発・普及を図る。また、一般の精神科医が継続的にアルコール依存症の治療に取り組めるように多職種連携を推進する。	厚生労働省	○令和4年度から厚生労働科学研究費補助金において、「アルコール依存症の医療研修プログラムをモデルとした、オンライン研修に対応できる実践的な医療研修プログラムの標準化等を推進するための研究」（研究代表者：藤田医科大学 大槻眞嗣）を行い、研修プログラムの開発を行っている。引き続き、開発の検討を行う。
○専門医療機関の医療従事者向け研修プログラムの普及等を通じて、アルコール健康障害に係る重症度に応じた専門的な治療やリハビリテーションに関わる人材育成を図る。	厚生労働省	○依存症対策全国センター（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、依存症の治療等に係る指導者養成事業として、「依存症治療指導者養成研修」を実施した。（令和4年度研修参加者数：60人） ○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における依存症医療研修（精神科医療機関や精神科医療機関以外の医療機関に勤務する医療従事者を対象）の実施を支援した。（令和4年度全国での実施回数：85回、研修参加者数：3,880人※依存症の種別問わず開催状況を集計した結果）
○臨床研修において経験が求められる疾患・病態の中にアルコール依存症が含まれており、当該研修を推進していく中でアルコール依存症への適切な診療能力を持った医師の育成を図る。	厚生労働省	令和2年度以降、臨床研修医が経験する症例としてアルコール等依存症等を位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」に基づいた臨床研修を実施している。

基本計画	府省庁名	取組
○都道府県等において、アルコール健康障害に対応できる専門医療機関の質的・量的拡充に向けて、取組を進める。地域の実情に応じて、例えば2次医療圏単位でも専門医療機関を整備していくなど、専門医療機関と地域の精神科等の医療機関の連携を進めながら、より身近な場所、通院での治療を含め、相談から切れ目なくアルコール健康障害の適切な治療を受けられる医療提供体制の構築を促進する。	厚生労働省	○依存症対策全国センターにおける専門研修の実施、及び、都道府県等における依存症対策地域支援事業を活用した医療従事者対象の研修の実施により、専門医療機関及びそれ以外の医療機関従事者の受講が促進され、量的質的拡充を図った。 ○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、専門医療機関を選定した。また、厚生労働省は、都道府県等における複数の専門医療機関等の選定について、障害保健福祉関係主管課長会議で要請した。
○各都道府県におけるアルコール健康障害に係る治療、普及啓発及び人材育成の中心となる拠点医療機関の整備を促進する。	厚生労働省	○依存症対策全国センターにおける専門研修の実施、及び、都道府県等における依存症対策地域支援事業を活用した医療従事者対象の研修の実施により、アルコール依存症の支援に必要な人材を養成した。 ○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、治療拠点機関を選定した。また、厚生労働省は、都道府県等における複数の治療拠点機関等の選定について、障害保健福祉関係主管課長会議で要請した。
(2) 医療連携の推進（内科、救急等の一般医療と専門医療の連携）		
○各地域において、アルコール健康障害の早期発見、早期介入、切れ目のない治療・回復支援を実現するため、内科・救急等の一般医療、一般の精神科医療機関、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制（S B I R T S※）の構築を推進する。 ※ Screening, Brief Intervention, Referral to Treatment and Self-help groups	厚生労働省	○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、連携体制の構築を推進するため「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業」を実施した、 （地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続モデル事業：6自治体の7箇所において実施（令和4年度）） ○厚生労働省は、依存症民間団体支援事業を通じて、「SBIRTS普及促進事業」を行う民間団体を支援した。
○アルコール健康障害に対応するための関係機関の連携に関するモデル事業に取り組むとともに、かかりつけ医、内科、救急、一般の精神科医療機関等と専門医療機関との円滑な連携、医療分野のアウトリーチ支援等の実施の参考となるガイドラインを作成・周知する。	厚生労働省	○依存症対策地域支援事業により、都道府県等が連携体制の構築を推進するため、「地域連携による依存症早期発見、早期対応、継続支援モデル事業」を実施できるよう支援し、都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議において、実施状況を共有した。 ○令和4年度の依存症に関する調査研究事業において、「ギャンブル問題の新しい地域連携モデルの効果研究」（実施主体：国立病院機構久里浜医療センター）を実施し、依存症全般について地域連携の支援を行った。医療分野のアウトリーチ支援のガイドラインの作成に向けて、引き続き調査を行う。
○内科、産婦人科をはじめとする地域の医療従事者に対し、アルコール依存症、生活習慣病リスクや、女性の飲酒に伴う特有の健康影響等のアルコール健康障害に関する知識、家族への支援や自助グループ等との連携の重要性について周知を図る。	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間において、女性の飲酒に伴う健康影響等についての啓発用ポスターを作成した。 ○令和6年度から開始する「健康日本21（第三次）」の基本方針に係る議論を行い、性差に着目した取組の推進に向けて「女性」を項目化し、女性の飲酒に関する目標を設定することについて、検討を実施した。

基本計画	府省庁名	取組
○地域における医療と福祉、警察、司法、職域等との連携モデルの収集とその紹介による展開、連携ガイドラインの作成・周知を図る。	厚生労働省	○令和5年度に地域における医療と福祉、警察、司法、職域等との連携の実態調査と好事例の収集を行う予定。
○アルコール健康障害の早期発見、早期介入から専門医療機関における治療導入に至る標準的な医療連携モデルの確立に向けた取組を進め、適切な診療報酬のあり方の検討に資するように、そのコストと有用性に係る知見の集積を進める。	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「アルコール依存症の早期介入から回復支援に至る切れ目のない支援体制整備のための研究」（研究代表者：久里浜医療センター 木村充）において、プライマリケア医を含めた医師に対してアルコール健康障害の診療実態に関するアンケート調査を行い、依存症に至らない患者のスクリーニングや減酒指導を日常的に行っている状況などを把握した。 ○これまでの知見の集積を踏まえ、アルコール依存症の患者に対する集団療法の実施に係る診療報酬における評価が令和4年度より新たに認められることとなった。
(3) 医療の充実に資する研究の推進		
○地域における医療連携の推進に資する調査研究（連携の実態把握や効果検証等）を進める。	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「アルコール依存症の早期介入から回復支援に至る切れ目のない支援体制整備のための研究」（研究代表者：久里浜医療センター 木村充）において、依存症の専門医療機関の実態と求められる機能についての調査研究を行い、医療者同士の連携の重要性の認識等について状況を把握した。
○アルコール依存症に対する認知行動療法的手法や薬物療法を用いた治療法の研究開発、治療マニュアルの策定など、アルコール健康障害の医療に関する研究を進める。	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「アルコール依存症の早期介入から回復支援に至る切れ目のない支援体制整備のための研究」（研究代表者：久里浜医療センター 木村充）において、認知行動療法をベースとした外来でのアルコール治療プログラムを開発するとともに、ワークブックを作成し、その効果検証のため、外来における無作為比較試験を実施した。

5. アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

(目標)

飲酒運転等をした者やその家族について、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした地域の関係機関の連携により、適切な支援につなぐ体制を構築することを目標として以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
(1) 飲酒運転をした者に対する指導等		
○飲酒運転をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該飲酒運転をした者を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。また、飲酒運転をした者の家族についても、その求めに応じ同様の取組を推進する。	警察庁	○アルコール依存症等の健康障害に関するパンフレットや、アルコール健康障害に関する地域の関係機関・自助グループのパンフレット等を警察署等の窓口配置するなど、飲酒運転等のアルコール関連問題の当事者やその家族等がそれらの情報を容易に知り得るために望ましい配慮事項についての執務資料を警察庁から各都道府県警察宛てに提供し、地域の実情や必要に応じ、適切な支援につなぐ取組を推進した。
	厚生労働省	○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における以下の取組を支援 ・地域における依存症に関する情報や課題の共有するため、定期的に行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議の開催 ・専門医療機関等と民間団体との連携により依存症患者の継続的な支援の実施 (受診後の患者支援事業：7自治体の9箇所において実施(令和4年度)) ○依存症患者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体の活動や、全国規模で活動する民間団体の活動を支援した。
○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けに行くきっかけとなるよう更なる取組を行う。	警察庁	○飲酒運転違反者に対する停止処分者講習(飲酒学級)及び飲酒取消講習において、アルコールスクリーニングテストやブリーフ・インターベンションなどを実施し、飲酒行動改善を促した。 ※停止処分者講習(飲酒学級)受講者:3,534人、飲酒取消講習受講者13,059人(令和4年中) ○飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けに行くきっかけとなるよう取り組んだ。 ○最終年度(令和7年度)までに実施予定の施策 ・飲酒運転違反者に対し、飲酒行動改善のための講習を実施する。 ・飲酒運転をした者に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの活用等により、アルコール依存症のおそれのある者が、相談や治療を受けに行くきっかけとなるよう取り組む。
○飲酒運転による受刑者や保護観察対象者等に対しては、刑事施設や保護観察所における指導等を行う際に、社会内での相談機関の紹介や自助グループ等の支援活動、医療機関等の専門治療につなげる取組を引き続き推進する。	法務省	○刑事施設においては、飲酒運転事犯者等に対し、アルコール依存回復プログラム等を使用して指導を実施しており、同プログラムに社会内での相談機関の紹介、自助グループの活動内容及び参加することの利点等について学習する単元を設けて指導を行っている。また、民間自助グループ等のスタッフを講師として招へいし、同プログラムにおけるグループワークを実施し、社会内支援に関する知識・理解を深めた。 ○保護観察所においては飲酒運転事犯者に対し飲酒運転防止プログラムを実施しているところ、アルコール問題の相談や治療を行う機関・団体等を紹介する単元を設けて指導を行った。

基本計画	府省庁名	取組
○飲酒運転をした者について、年齢層や要因・背景等の分析を行い、その結果を積極的に広報する。	警察庁	○飲酒死亡事故の発生時間帯、事故類型及び事故当事者（飲酒運転をした者）の年齢層、飲酒状況等について分析、公表し、広報啓発、指導取締りを推進した。 [参考：飲酒運転による交通事故件数（うち死亡事故件数）] 【H30】 3,355件（198件）【R1】 3,047件（176件）【R2】 2,522件（159件）【R3】 2,198件（152件）【R4】 2,167件（120件）
○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集・周知する。	厚生労働省	○令和5年度に地域における先進的な取組を行っている地方公共団体等の事例の収集を行う予定
(2) 暴力・虐待・自殺未遂等をした者に対する指導等		
○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、地域の実情に応じ、精神保健福祉センター・保健所等を中心として地域の関係機関が連携し、当該暴力・虐待等を行った者及びその家族等を、アルコール関連問題の相談や自助グループ等の行う断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療につなぐための取組を推進する。	警察庁	○暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等をした者について、アルコール依存症等が疑われる場合には、必要に応じて医療機関等の関係機関と連携して対応したほか、警察において保護した酩酊者にアルコール依存症等が疑われる場合は、酩酊者規制法第7条に基づき、保健所長に通報を行った。
	厚生労働省	○依存症対策地域支援事業により、都道府県等における以下の取組を支援 ・地域における依存症に関する情報や課題の共有するため、定期的に行政や医療、福祉、司法を含めた関係機関による連携会議の開催 ・専門医療機関等と民間団体との連携により依存症患者の継続的な支援の実施 (受診後の患者支援事業：7自治体の9箇所において実施（令和4年度）)
○アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、アルコール依存症が疑われる者について、地域の関係機関が連携の上、必要に応じて精神科医療につなげるとともに、自殺総合対策大綱（平成29年7月25日閣議決定）に基づき、その背景にある社会的・経済的要因の視点を踏まえつつ、精神科医療、保健、福祉等の各施策の運動性を高め、包括的な対応を推進する。 また、自殺・うつ・アルコール問題の相互の関連性を踏まえ、相談機関の連携体制の整備、総合的な相談対応ができる人材養成、自殺予防の啓発や、飲酒後の自殺未遂者の再度の自殺企図の防止等の対策を推進する。	厚生労働省	○地域自殺対策強化交付金により、都道府県及び市町村において、自殺及びアルコール依存症の背景にある共通の社会的・経済的要因の視点を踏まえつつ、自殺関連問題に関する相談機関の対応において依存症の相談もできる人材の養成、自殺予防の啓発における依存症に関する内容も含めた啓発、自殺対策の連携会議等で依存症を含めた精神保健問題も課題として扱う総合的な連携構築、が実施された。
○地域における連携の推進に資するため、先進的な取組事例を収集・周知する。	厚生労働省	○厚生労働省は、いのちを支える自殺対策推進センターにおいて、地域自殺対策政策パッケージを活用して、自殺・うつ・アルコール問題に連携した対策の具体的な先進事例を紹介し、先進的な取組の活用方法を示した。

6. 相談支援等

(目標)

地域において、相談、治療、回復支援に関係する機関等のアルコール関連問題の関係機関の連携の促進等により、アルコール関連問題を有している者とその家族が適切な相談支援を確実に受けられる体制を強化することを目標として以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
○都道府県等において、アルコール健康障害を有している者やその家族が地域の相談支援にアクセスしやすいように、精神保健福祉センターや保健所等を中心とした相談拠点を広く分かりやすく周知する。	厚生労働省	○厚生労働省は、都道府県・政令指定都市に要請し、アルコール健康障害に関する相談拠点の設置を推進した。令和3年9月末時点で全都道府県・政令市に設置された。 ※相談拠点：全都道府県・政令市で設置（令和3年9月末時点） ※精神保健福祉センター及び保健所での相談件数：3年度20,059件 ○依存症対策全国センターにおいて、ホームページで全国の相談拠点の場所や相談内容についてマップ等を活用した情報提供を実施。 ○アルコール関連問題啓発週間や「依存症の理解を深めるための普及啓発イベント」、「依存症を理解するためのリーフレット」を通して、精神保健福祉センター等への相談拠点の情報や相談することの重要性を周知した。 ○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、普及啓発の取組を行った。
○支援が必要なケースについて、その性格に応じて、相談から治療、回復支援まで円滑につなげることができるように、都道府県等において、定期的な連携会議の開催等を通じて、地域の行政・医療機関・自助グループ・回復支援施設等のアルコール関連問題の関係機関における連携体制を地域の実情に応じて構築する。 ※ 連携会議の開催等は、都道府県等全域を対象とした取組とともに、市町村等と連携の下、よりきめ細かな地域単位での顔の見える関係づくりを目指した取組を含む。	厚生労働省	○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、アルコール健康障害に係る関係機関の連携会議を開催した。 ○各都道府県において、「アルコール健康障害に関する問題に取り組む民間団体支援事業」により、断酒会他地域でアルコール健康障害問題に取り組む民間団体の活動を支援した。
○各地域の依存症治療拠点機関、精神保健福祉センター等において、保健所及び福祉事務所、地域包括支援センター等のアルコール関連問題に関する関係機関に対し、相談支援の従事者等の研修、実地指導、啓発等を行うことにより、連携体制の強化を図る。また、潜在的にアルコール健康障害を有する者等に対応する機会がある地域生活支援の従事者に対して、アルコール健康障害の特性を踏まえた支援の研修を推進する。国においては、これらの取組の実施に向けた支援を行う。	厚生労働省	○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、相談支援の従事者を対象とした「依存症相談対応研修」や地域生活支援の従事者を対象とした「地域生活支援研修」を実施した。 （依存症相談対応研修の令和4年度全国での実施状況：実施回数155回、研修参加者6,675人） （地域生活支援研修の令和4年度全国での実施状況：実施回数62回、研修参加者数4,435人） ※依存症の種別問わず開催状況を集計した結果 ○依存症対策全国センター（（独）国立病院機構久里浜医療センター）において、相談支援の従事者を対象とした「依存症相談対応指導者養成研修」や地域生活支援の従事者を対象とした「地域生活支援指導者等養成研修」を実施した。 （依存症相談対応指導者養成研修 令和4年度研修参加者数：47人） （地域生活支援指導者等養成研修 令和4年度研修参加者数：58人） ○ハローワークの精神障害者雇用トータルサポーター、市町村の生活困窮者自立相談支援員や福祉事務所のケースワーカー等を対象した研修に、依存症に関する講義を盛り込み、アルコール依存症を有する者等に対応する機会がある従事者の対応力の向上を図った。

基本計画	府省庁名	取組
○アルコール関連問題の解決に向けては、依存症当事者のみならず、その家族への支援の重要性を踏まえ、精神保健福祉センター及び保健所は、専門医療機関、福祉分野の関係機関及び民間団体と連携しつつ、依存症当事者や家族を対象とした支援プログラムを積極的に実施、周知する。また、国において、これらの支援プログラムの実施に向けた支援を行う。	厚生労働省	○厚生労働省が依存症対策地域支援事業により補助を行い、都道府県等において、依存症患者の家族に対し認知行動療法を用いた心理教育プログラムの提供や家族教室を開催した。 (依存症の治療・回復支援事業の令和4年度全国での実施状況：令和4年度全国での開催回数1,809回、参加人数5,869人) (家族支援事業の実施状況の令和4年度全国での実施状況：開催回数1,322回、参加人数7,750人) ※依存症の種別問わず開催状況を集計した結果
○都道府県等においては、保健所による中小企業への普及啓発や出前講座、保健所主催のミーティングの開催等の取組を促進するなど、地域及び職域での様々な場面における相談支援を充実させる。	厚生労働省	○都道府県等においては、依存症対策地域支援事業を活用し、地域等での様々な場面に応じた相談支援を行った。
○国において、地域での相談支援の充実に資する事例の収集・展開、調査研究に取り組む。	厚生労働省	○令和5年度に地域での相談支援の充実に資する好事例の収集を行う予定としている。
○国及び都道府県等においては、大規模自然災害、感染症流行等の危機に際しては、特別な環境が飲酒問題の状況悪化を引き起こす懸念があることを踏まえ、被災地支援者等に対するアルコール関連問題の対応に係る研修など相談支援体制の強化を図る。また、アルコール依存症当事者やその家族が回復に向けた取組を継続できるよう地域の関係機関と連携し支援を行う。	厚生労働省	○都道府県等依存症専門医療機関/相談員等合同全国会議において、感染症流行時の回復支援対策をテーマに情報共有や意見交換を行った。

7. 社会復帰の支援

(目標)

引き続きアルコール依存症者に対する理解を進め、就労や復職における必要な支援を充実させるとともに、地域における自助グループ、回復支援施設と職域の関係者との情報共有や必要な連携を行うことで円滑な社会復帰を促進することを目標として以下の施策を実施する。

基本計画	府省庁名	取組
(1) 就労及び復職の支援		
○アルコール依存症の当事者の回復、社会復帰の支援が円滑に進むよう、アルコール依存症が回復する病気であること等を、職域を含めた社会全体に啓発し、アルコール依存症に対する理解を促す。	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間に合わせて以下の取組等を実施 ・厚生労働省主催のアルコール関連問題啓発シンポジウムを開催 ・アルコール関連問題啓発ポスターを作成し、地方自治体の他、関係府省庁協力のもと配布 ※令和4年度アルコール関連問題啓発ポスター配付部数：約3万部 ○アルコール健康障害を含む依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」を展開し以下の取組等を実施 ・各地域において普及啓発イベントを開催 ※令和4年11月11日、令和5年1月26日 依存症シンポジウム 令和5年2月25日、令和5年3月4日 イベント「特別授業！みんなで学ぼう依存症のこと」開催（愛知、大阪） 令和5年3月8日 トーク&音楽ライブイベント「みんなで考えよう依存症のこと」開催 ・HPやSNSを活用した情報提供 ・依存症を理解するためのマンガや動画の作成、HPでの情報提供 ・依存症回復支援のシンボルマークButterfly Heartの普及 ○依存症対策全国センターHPにおいて、依存症についての理解を深めるための情報を提供 ※令和4年度アクセス件数：1,454,568件 ○依存症対策地域支援事業により、都道府県等におき普及啓発の実施を支援 ○アルコール依存症を含む精神疾患・精神障害全体への理解を社会全体に促すため、精神保健福祉普及運動（毎年10月）、世界メンタルヘルスデー（毎年10月10日）のイベント等により、啓発活動を実施。
○アルコール依存症の当事者の休職からの復職・継続就労及び再就職について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促す。 また、アルコール依存症である者等を早期発見・早期介入し、適切な支援につなげられるように、ハローワークの障害者担当者等にアルコール依存症の知識及び対応方法の向上に向けた研修等の取組を実施する。	厚生労働省	○回復・継続して治療が必要となる疾病について、企業や医療機関等に対して、治療と仕事の両立支援シンポジウム・地域セミナーをオンラインで開催し、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の普及啓発や取組の推進を図った。 ○地域障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が各都道府県に設置）でのアルコール依存症の回復者を含む精神障害者の職場復帰支援（リワーク支援）、再就職及び就労継続に向けた支援において、主治医等医療機関との連携のもと、事業主に対して障害特性等の理解促進及び受入体制の整備に関する助言等を行った。 また、ハローワークに配置している精神障害者雇用トータルサポーターが、事業主に対し、アルコール依存症を含む精神障害者の採用及び定着のための課題解決支援を実施するとともに、広く一般労働者を対象とし、精神障害及び発達障害の特性を正しく理解し、職場でこれら障害者を温かく見守り、支援する応援者となる「精神・発達障害者しごとサポーター」を養成するための講座を実施した。 ○精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会（令和4年11月24日、28日）を通じて、ハローワークの障害者担当者等に対して、アルコール依存症を含む依存症の知識及び対応方法の向上の取組を実施した。
○治療しながら就労を継続するためには、職場の人事担当者、産業保健に携わる専門スタッフ等のサポートが重要であることから、職域における人材の育成・確保に向けた取組を行うとともに、地域の自助グループや回復支援施設等と必要な連携を図りながら、治療と就労の両立の取組を促進する。また、これらの先進的な取組事例について周知する。	厚生労働省	○治療と仕事の両立に向けて、主治医、会社・産業医、両立支援コーディネーターの3者によるトライアングル型のサポート体制を構築するために、労働者健康安全機構で両立支援コーディネーターの養成研修を実施した。 ○全国の産業保健総合支援センターにおいて、事業者に対する啓発セミナーや、産業医、産業保健スタッフ、人事労務担当者に対する専門的研修等を実施した。

基本計画	府省庁名	取組
(2) アルコール依存症からの回復支援		
○精神保健福祉センター、保健所、市町村においてアルコール依存症等の治療、回復支援に資する社会資源の情報を共有し、相談者が適切な支援につながるよう自助グループ及び回復支援施設を活用する。また、アルコール依存症者の回復支援に当たっては、その家族への支援や女性及び高齢者特有の問題に配慮した対応が必要であることを周知する。	厚生労働省	○依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体や、全国規模で活動する民間団体の活動の支援した。 ○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、専門医療機関等と民間団体との連携による依存症患者の継続的な支援を実施した。 (受診後の患者支援事業：7自治体の9箇所において実施(令和4年度)) ○厚生労働省は、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」による補助により、都道府県、指定都市、保健所設置市、特別区において、アルコール依存症者を含む精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障害にも対応した地域包括システムの構築を進めた。
○国は、家族への支援や女性、高齢者特有の問題に配慮した対応など先進的な回復支援事例等の収集・周知を行う。	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「アルコール依存症の早期介入から回復支援に至る切れ目のない支援体制整備のための研究」(研究代表者：久里浜医療センター 木村充)において、女性・高齢者のアルコール関連問題の課題抽出を行うとともに、妊産婦を対象の飲酒問題を含めた啓発用リーフレットや「在宅高齢者アルコール問題対応の道標～多機関多職種による事例検討集～」を作成し、依存症対策全国センターのHPで公開した。

8. 民間団体の活動に対する支援

(目標)

国、地方公共団体において、自助グループや民間団体との連携の推進、自助グループの活動の活性化支援、幅広い周知を目標として、以下の施策を実施する

基本計画	府省庁名	取組
○地方公共団体において、自助グループの活動に対する必要な支援とともに、自助グループや家族会の立ち上げの支援を推進する。	厚生労働省	○都道府県等において、アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業（地域生活支援促進事業）の活用により、地域で依存症者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に取り組む民間団体等に対して、ミーティング活動への会場提供、リーフレット作成経費などの支援を行った。 （アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業の令和4年度実施状況：32自治体）
○国や地方公共団体において、自助グループ等の活動へのアクセス改善や感染症対策等の観点から、オンラインによるミーティング活動の支援を行う。	厚生労働省	○アルコール関連問題のシンポジウム（令和3年11月）において、オンラインミーティングの実用例を紹介する等、自助グループのオンラインミーティングの普及を図った。
○精神保健福祉センター、保健所等の行政機関が、相談支援における連携を含め、自助グループ及び回復支援施設を地域の社会資源として活用し、関係機関の連携の中で、それぞれの団体の機能に応じた役割を果たす機会や場所を積極的に提供していく。	厚生労働省	○依存症患者や家族等を対象とした相談支援や普及啓発等に地域で取り組む民間団体の活動の支援、全国規模で活動する民間団体の活動を支援した。 ※地域で活動する民間団体への支援：4年度は32自治体 ※全国規模で活動する民間団体への支援：4年度は6団体 ○都道府県等において、依存症対策地域支援事業の活用により、専門医療機関等と民間団体との連携により依存症患者の継続的な支援事業の実施を支援した。 （受診後の患者支援事業：7自治体の9病院において実施（令和4年度））
○自助グループを利用した回復者の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの役割や意義を広く啓発し、社会全体での自助グループに関する認知度を高める。	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間における厚生労働省主催のアルコール関連問題啓発シンポジウムや、依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」において、アルコール依存症の当事者による体験談や自助グループの講演・紹介などを積極的に取り込んだ。 ○自助グループの役割等について、依存症を理解するためのマンガ、動画を通して情報提供を行った。

基本計画	府省庁名	取組
○アルコール関連問題に関する啓発等を推進するに当たって、より効果的な取組を推進するため、自助グループや民間団体との連携を進める。	厚生労働省	○アルコール関連問題啓発週間における厚生労働省主催のアルコール関連問題啓発シンポジウムや、依存症について啓発事業「依存症の理解を深めるための普及啓発」において、民間団体を積極的に活用し、講演内容や情報提供の充実を図った。
○国は、依存症者の支援等を行う自助グループ、民間団体、関連の職能団体等の活動の推進や理解の促進に資するよう、その活動状況や課題、効果等についての調査研究を行う。	厚生労働省	○令和4年度の依存症に関する調査研究事業において、「ダルク等の当事者団体による依存症回復支援の現状と課題に関する研究」（実施主体：国立精神・神経医療研究センター）を実施し、当事者団体による依存症回復支援の現状等について分析した。今後、本研究事業において、回復施設の職員を対象とする意見交換を通じて、課題抽出を行う予定。